

一般社団法人日本デフ陸上競技協会 強化指定選手規程

I. 目的

一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下：JDAAという）はデフリンピック・世界デフ選手権大会・アジア太平洋ろう者大会及びその他の国際主要大会強化策として、強化指定選手を指定する。

II. 対象

強化指定選手、並びに育成枠選手の対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- ① 強化指定選手申請書一式を期日までに提出し、登録費を納めたものであること。
- ② 一般社団法人日本デフ陸上競技協会の登録者であること。
- ③ 日本陸上競技連盟の登録者であること。
- ④ 全日本ろうあ連盟の登録者であること。
- ⑤ 当協会主催の日本デフ陸上競技選手権大会に出場できる競技者。
- ⑥ 健康上の問題が無く、陸上競技を行う上で心身ともに適した状態であること。
- ⑦ 強化指定選手として、礼節と規律を遵守し、強化指定選手となり得る競技者。
- ⑧ 強化指定選手の標準記録表（別紙）を突破している競技者。
- ⑨ 協会指定のメディカルチェックを受け、結果を提出すること。
- ⑩ ドーピング防止規程を遵守し、年1回以上のアンチドーピング研修を受講すること。
- ⑪ 各種、規程・規約を遵守すること。

III. 強化指定選手、及び、育成枠選手ランクの定義

（選考対象は国際大会、日本デフ陸上競技選手権大会、直近の日本陸連公認の大会とする。）

強化指定選手のランクは、S・A・B・U18の4ランク+育成枠とする。

（1）Sランク（メダルターゲット）

個人種目においてデフリンピック大会で3位相当の競技者、協会指定の標準記録を突破している競技者。

※種目により独自の標準記録を設定する場合がある。

（2）Aランク（トップ）

個人種目においてデフリンピック大会で6位相当の競技者、協会指定の標準記録を突破している競技者。

※種目により独自の標準記録を設定する場合がある。

（3）Bランク（チャレンジ）

個人種目で標準記録を突破した競技者、国際大会の出場が決定している競技者。

※個人種目は1種目につき1名までを原則とする。但し、学生(22歳以下)に関しては突破すればすべて認定の対象とする。

※国際大会がある年度にリレー要員として選考することがある。

（4）U18（18歳以下）

協会から推薦があった競技者または標準記録を突破した18歳以下の競技者。

（5）育成枠

標準記録を突破していないが、当協会が指定する国内の競技会ならびに合宿に参加する意志が強い競技者。但し、育成枠志望動機を提出し、強化委員会で推薦され、役員会で承認された競技者。

IV. 強化指定選手の期間

強化指定選手の期間は1年間（毎年4月1日～翌年3月末）とする。

しかし、合宿の参加状況または遵守事項違反によってランクの変更をすることがある。

V. 強化指定選手の推薦・決定及び追加

(1) 強化指定選手の推薦

一般社団法人日本デフ陸上競技協会公認の国際大会、日本陸連公認の国内大会、日本デフ陸上競技選手権大会の記録をもとにⅢの定義に基づいて強化委員会が推薦する。今後期待できる競技者についても将来性を考慮して強化委員会が推薦できる。

(2) 強化指定選手の決定

強化指定選手の決定は前年度4月1日から3月31日迄の1年間のベスト記録を参考にランクを決定する。

年度始めは選手からHP申込にて申請期日までに行う。**申請期日を過ぎた場合、正当な理由がない者は強化指定選手として認定しない場合がある。**強化委員会で推薦され、役員会で承認された者に文書にて通知する。

(3) 強化指定選手の追加

年度内日本陸連公認国内大会・日本デフ陸上競技選手権大会及び国際大会においてⅢのランク定義をクリアした競技者が出了場合は、その都度、協会へ申請書、記録証明書を提出し強化委員会が推薦し役員会で決定する。

VI. 強化指定選手、及び、育成枠選手の遵守事項

強化指定選手、及び、育成枠選手は、陸上競技会における活動のみならず、広く社会における活動機会を通して、他の模範となる人材として選考しており、その処遇に対する責任の自覚と人格形成を遵守事項の中に求めること。

- (1) 日本デフ陸上競技協会の所属選手であることを自覚し、競技力向上に努める。
- (2) 正当な理由がある場合を除き、当協会が指定する国内の競技会ならびに合宿には、積極的に参加するものとする。
- (3) 原則として年1回、JDAAが指定する健康調査票及び健康診断書を提出するものとする。
- (4) 年1回アンチドーピング講習会を受講するものとする。また、アンチドーピングにかかわるすべての基準を適正に遵守すること。
- (5) 年1回コンプライアンス研修会を受講すること。
- (6) 強化委員会の実施する事業に積極的に協力すること。（ジュニア育成事業など）
- (7) その他 IAAF、ICSD、JAAF、JDAA などの規則。特にIAAF、JAAF の競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。
- (8) 当協会が定める、「強化指定選手等行動規範」を遵守し、それを実行すること。
- (9) マスメディア関係（取材、CM、エキジビション等への出演、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材）、講演・講師依頼等への対応は、事前に当協会に届出書を提出し承認を得ること。

VII. 強化指定選手、及び、育成枠選手の遵守事項に違反した競技者に対する処罰

VIの遵守事項に違反した競技者（軽度）、あるいは義務を履行しない競技者（軽度）。このことは、指定期間においても処罰することができる。（ランクによる格下げ、除名など）

VIII. 強化指定選手、及び、育成枠選手の解除

- (1) VIの遵守事項に著しく違反した競技者、あるいは義務を履行しない競技者。このことは、指定期間においても解除することができる。
- (2) 医学的問題が生じてIIIの定義からはずれた競技者。
- (3) 長期間理由なしで競技会に出場しない競技者及び引退した競技者。
- (4) 協会指定の年間合宿（全体）に1回以上の参加ができなかった競技者。
- (5) 上記（1）～（4）について、特別な理由がある場合は役員会の承認を得ることで、解除を免除とする場合がある。

IX. 強化指定選手、及び、育成枠選手の処遇

- (1) 事務手数料について

1. 高校生以下	10,000円
2. 学生・大学生（22歳以下）	20,000円
2. 一般	30,000円

※上記を原則とするが、ランクによって補助額（強化費）を変更することがある。

※年度途中でも同額とする。又、途中辞退でも返金しない。

- (2) 国際大会(ICSD公認大会等)参加経費補助

大会ごとに強化委員会で補助額を決定して通知する。

- (3) 強化委員会実施の体力測定及び講習会、研修会等については事業ごとに負担金を決定通知する。

- (4) 施設利用に関しての処遇

- (5) 育成枠の競技者は、本協会が指定する合宿に参加する場合の費用は全額自己負担とする。

X. 振込手数料について

経費削減と事務処理の軽減を図る為、銀行振込先は「みずほ銀行横浜駅前支店」口座とし、全ての強化指定選手は「みずほ銀行横浜駅前支店」口座を作成し、協会へ登録すること。但し、特別な理由がある選手については協会へ届出を行い、許可を得ること。

「みずほ銀行横浜駅前支店」口座以外への振込については振込手数料を選手が負担することとする。

付則 この規定は 2015年3月 7日 制定

2016年2月28日 一部改定

2017年3月27日 一部改定

2018年3月 4日 一部改定

2019年3月31日 一部改定

2020年4月 1日 一部改定

2021年4月 1日 一部改定

2022年4月 1日 一部改定

2023年4月 1日 一部改定